

(No.407)

ごかのお知らせ

お知らせ

■生活相談について

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

・ふれあいセンター
・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

☎(04)3595

■全国一斉「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

(総務課)

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子様や保護者の方からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

○期間 6月28日(日)から7月4日(土)まで

○時間 午前8時30分から午後7時まで

(ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで)

○相談員 法務局職員・人権擁護委員(子どもの人権専門委員)

○実施機関 水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会

○電話番号 0120(007)110(全国共通フリーダイヤル)

■法務総合相談所開設のお知らせ

(総務課)

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じます。

○日時 6月7日(日)
午前10時から午後4時まで
(受付は午後3時まで)

○場所 下妻市数須140番地道の駅しもつま2階研修室

○相談内容 境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

○料金 無料

○お問い合わせ 水戸地方法務局下妻支局 ☎0296(4)3935

■国保に加入・脱退の場合 は届け出を

(町民税務課)

職場の健康保険加入者や生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者(被保険者)となります。加入の届け出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になったり、保険税をさかのぼって納めなければならなくなります。

加入している健康保険に異動があった場合には、すみやかに届け出をお願いします。

○お問い合わせ

町民G(内線233)

■(福)受給者証の更新について

(町民税務課)

現在使用中の(福)受給者証の使用期限は6月30日(火)までです。新しい受給者証を町民税務課で交付しますので、該当者の方(妊産婦・乳幼児の(福)受給者証については、今回更新の必要はありません)は次のとおり必ず手続きをしてください。

○持参するもの

- ・現在使用している(福)受給者証
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・障害者手帳(交付されている方)
- ・年金証書(交付されている方)

○振込み先を変更される方

・預金通帳(銀行・農協)
※給付金は口座振込みとなります

■(福)受給者証引き換え日程

(各日午前9時～午後5時)

6月24日(水)	妻之内 川堀 橋之 元小
6月25日(木)	福田 大福 山王 福田 小福 山王 新幸 谷山
6月26日(金)	田台 新宿 両原 主与 幸部 川土 冬木

○お問い合わせ

町民G(内線300)

■住民税の納税通知書を発送します

(町民税務課)

平成21年度町民税の納税通知書(普通徴収分)を6月12日(金)に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

【公的年金等からの特別徴収(天引き)に係る注意点】

- ①平成21年度に限り、6月分と8月分は普通徴収として個人でお支払いしていただきます。その後10月、12月、翌年2月に公的年金等から特別徴収されます。
- ②給与等、他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。
- ③従来と変わり、公的年金等所得に係る住民税は、給与からの天引きにはできません。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。

○お問い合わせ

税務G(内線252)

■土曜窓口業務休業のお知らせ

(町民税務課)

土曜日の窓口業務について、機器更改のため、6月6日(土)はお休みさせていただきます。

○お問い合わせ

町民G(内線231)